

令和7年度

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

嘉麻市人事秘書課

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の採用・退職及び職員数の状況

(1) 採用者数及び退職者数の状況（令和6年度退職者数及び令和7年度採用者数）

（単位：人）

区 分	退職者数				採用者数		
	定年	勸奨	その他	合計	大学卒	短大・高校卒	合計
一般職員	3	2	4	9	7	0	7
技能労務職員	1	1	1	3	0	0	0
合 計	4	3	5	12	7	0	7

- (注) 1 技能労務職員とは、自動車運転手、調理員、用務員等をいいます。
 2 退職者数の「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職を示しています。
 3 職員の再任用、再任用の任期満了、任期更新及び任期付教諭の退職並びに採用を除いています。
 4 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		R7.4.1	R6.4.1			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
		総 務	94	92	2	業務見直しによる増
		税 務	17	17	0	
		民 生	95	98	△3	退職不補充による減
		衛 生	19	20	△1	退職不補充による減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	19	20	△1	勤務形態変更による減
		商 工	8	8	0	
		土 木	28	29	△1	業務見直しによる減
	計	285	289	△4	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 83.48 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 75.22 人)	
	教育部門	59	71	△12	クラス編成による減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	344	360	△16	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 100.76 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 93.64 人)	
会計部門 公営企業等	水 道	12	12	0		
	国保・介護	27	28	△1	業務見直しによる減	
	小 計	39	40	△1		
合 計		383 [513]	400 [513]	△17	人口 10,000 人あたり 112.18 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

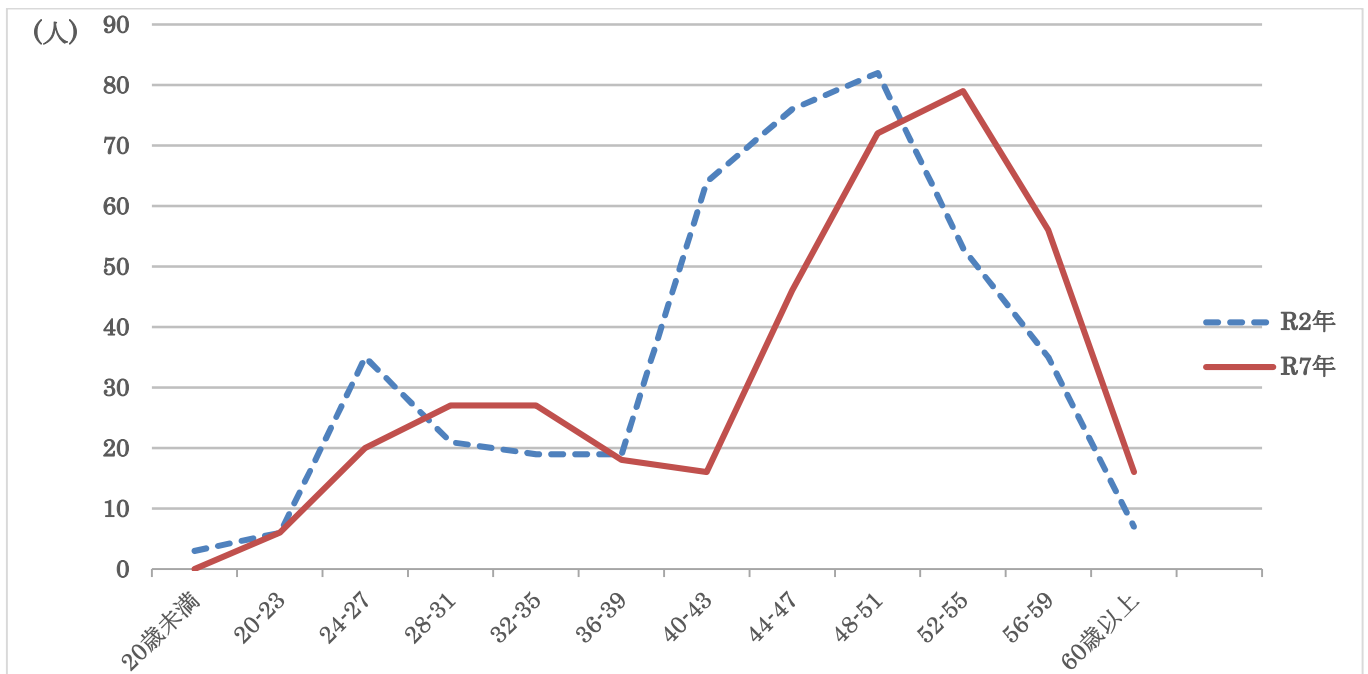
(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	306	304	302	298	289	285	△21	△6.9%
教育	73	76	83	74	71	59	△14	△19.2%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計	379	380	385	372	360	344	△35	△9.2%
公営企業等会計	41	39	40	40	40	39	△2	△4.9%
総合計	420	419	425	412	400	383	△37	△8.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 年齢別職員構成の状況 令和7年4月1日現在



(単位：人)

区分	20歳未満	20-23歳	24-27歳	28-31歳	32-35歳	36-39歳	40-43歳	44-47歳	48-51歳	52-55歳	56-59歳	60歳以上	合計
職員数	0	6	20	27	27	18	16	46	72	79	56	16	383

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の 人件費率
R6年度	34,139人	29,405,283千円	142,057千円	4,141,801千円	14.0%	14.5%

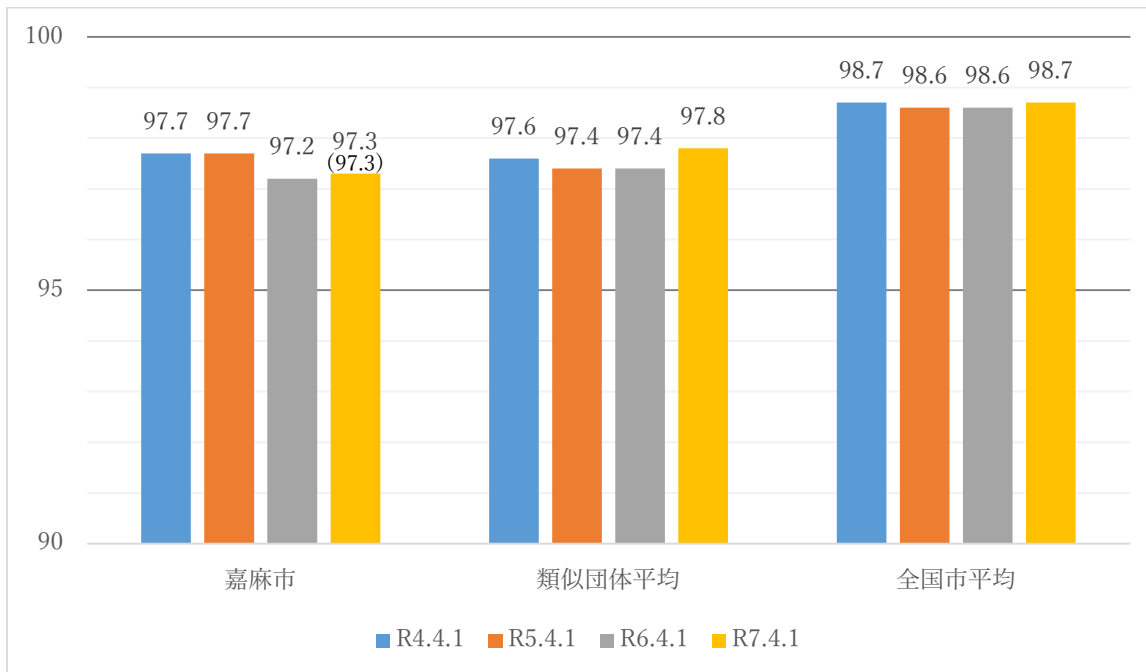
- (注) 1 普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものです。
2 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均1人当た り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
R6年度	360人	1,418,924千円	204,865千円	595,336円	2,219,125千円	6,164千円	6,072千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

③ ラスパイレス指数の状況（令和7年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

④ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

○給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

○地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、嘉麻市においても4%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
嘉麻市の支給割合	0%	2%	4%

○その他の見直しの内容

扶養手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

○ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	46.0 歳	345,800 円	409,400 円	367,669 円
福岡県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

○ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	55.8 歳	368,600 円	400,900 円	392,750 円
うち学校給食職員	56.6 歳	376,300 円	413,955 円	399,914 円
うち清掃職員	—	—	—	—
うち用務員	54.9 歳	352,700 円	374,866 円	369,133 円
福岡県	53.7 歳	309,925 円	366,087 円	341,488 円
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	53.3 歳	308,699 円	337,304 円	323,663 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、通勤手当、管理職手当、管理職特別勤務手当を除いたもの）で算出しています。

② 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		嘉 麻 市	福 岡 県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	— 円	— 円
	中学卒	192,500 円	— 円	— 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

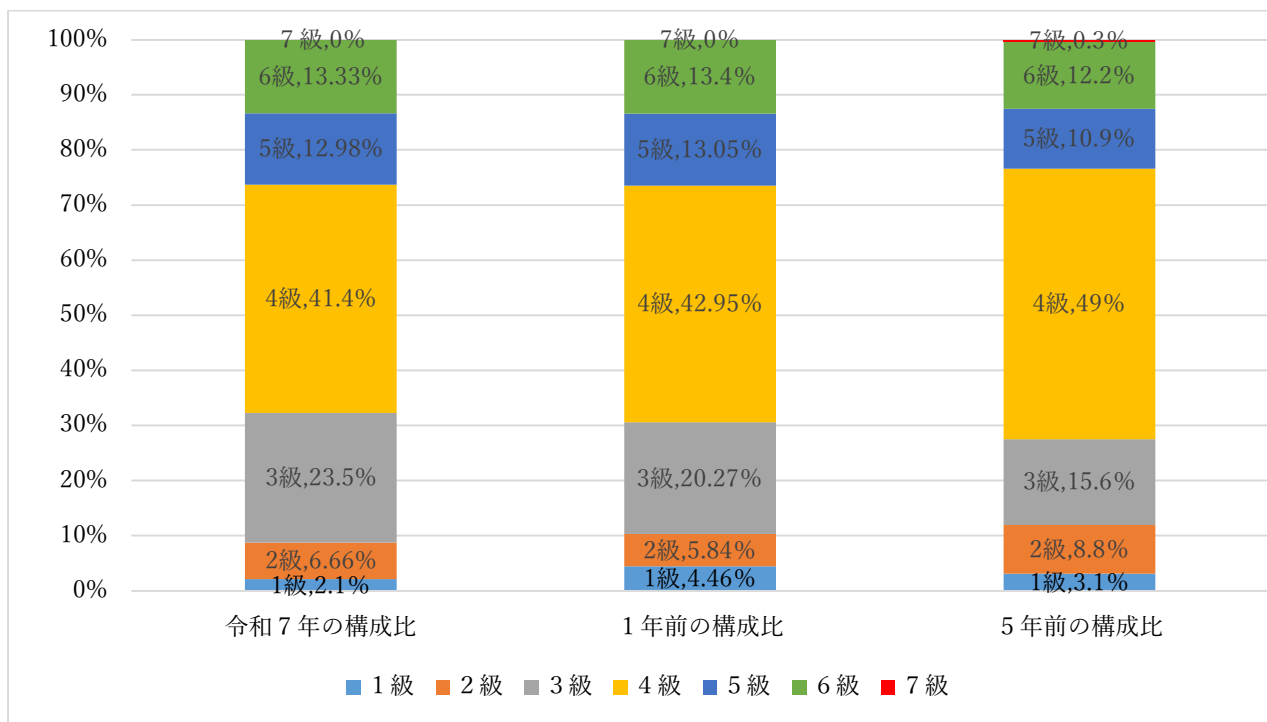
区 分		経験年数 10年未満	経験年数 15年～ 20年未満	経験年数 20年～ 25年未満	経験年数 25年～ 30年未満
一般行政職	大学卒	269,600 円	322,900 円	363,300 円	382,900 円
	高校卒	252,000 円	286,200 円	327,300 円	366,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	355,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	2.10%	183,500円	258,100円
2級	主任主事	19人	6.66%	230,000円	308,500円
3級	主任	67人	23.50%	265,300円	354,700円
4級	係長、主査	118人	41.40%	298,800円	396,700円
5級	課長補佐、局長補佐	37人	12.98%	321,300円	404,500円
6級	課長、福祉事務所長、参事、局長、会計管理者	38人	13.33%	355,200円	421,000円
7級	総合調整監	0人	0.00%	408,300円	450,900円

- (注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月1日から実施

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

嘉麻市		福岡県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,731千円		—	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成30年度から実施

③ 退職手当（令和7年4月1日現在）

嘉麻市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7 / 100		調整率	83.7 / 100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1人当たり平均支給額	5,486千円	16,808千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	—%	—人	—%

④特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり 3,000円

(注) 特殊勤務手当の支給実績額及び手当の名称は、任期付職員の教諭にかかるものを除きます。

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	94,158千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	273千円
支給実績（令和5年度決算）	97,007千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	269千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 3,000円 2. 配偶者以外 1人につき 満22歳の年度末までの子 11,500円 上記以外の方 6,500円 3. 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算	同		33,083千円	205,484円
住居手当	1. 借家、借間居住者 28,000円を限度に支給	同		21,778千円	259,261円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 2. 自動車等使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高 38,700円	同		22,469千円	61,057円
管理職手当	1. 総合調整監 53,000円 2. 福祉事務所長・会計管理者 技監・総務課長 44,000円 3. 課長級 41,000円 4. 課長補佐・参事補佐 31,000円	同		31,279千円	395,936円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき 1. 7級 8,000円 2. 6級 6,000円 3. 5級 4,000円	同		624千円	—円

(注) 管理職手当の額は令和4年4月1日より定率制から定額制へ変更。

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	765,000 円 (850,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	619,200 円 (688,000 円)	989,000 円/384,500 円 816,000 円/594,000 円	
報酬	議 長	432,000 円	580,000 円/332,000 円	
	副議長	389,000 円	510,000 円/295,000 円	
	議 員	370,000 円	480,000 円/270,000 円	
期末手当	市 長 副市長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分 (役職加算 20%)		
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分 (役職加算 20%)		
退職手当	市 長	(算定方式) 765,000 円×在職月数/12×510/100	(1期の手当額) 15,606,000 円	(支給時期) 任期満了時 (任期毎)
	副市長	619,200 円×在職月数/12×300/100	7,430,400 円	任期満了時 (任期毎)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業(水道事業)職員の状況

① 職員給与費の状況

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
R6年度	610,745 千円	△30,972 千円	124,439 千円	20.4%	21.7%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
R6年度	14人	62,259 千円	7,082 千円	23,032 千円	92,373 千円	6,598 千円	6,316 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	47.3 歳	370,589 円	549,839 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

○ 期末・勤勉手当

嘉麻市		市町村平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,645千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円	
（令和6度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分			
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%			

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当（令和7年4月1日現在）

嘉麻市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7 / 100		調整率	83.7 / 100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

○ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

○ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり	500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり	3,000円

○ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,559千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	273千円
支給実績（令和5年度決算）	4,612千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	384千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外金手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

○ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 3,000円 2. 配偶者以外 1人につき 満22歳の年度末までの子 11,500円 上記以外の方 6,500円 3. 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算	同		1,523千円	253,833円
住居手当	1. 借家、借間居住者 28,000円を限度に支給	同		930千円	310,000円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 2. 自動車等使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高 38,700円	同		525千円	43,750円
管理職手当	1. 総合調整監 53,000円 2. 福祉事務所長・会計管理者 技監・総務課長 44,000円 3. 課長級 41,000円 4. 課長補佐・参事補佐 31,000円	同		492千円	246,000円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき 1. 7級 8,000円 2. 6級 6,000円 3. 5級 4,000円	同		0千円	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和7年4月1日現在）

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
7時間45分	8:30～17:00	12:15～13:00
1週間の勤務時間	週休日・休日	
38時間45分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については、上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
12,115日	4,568日	15.2日	37.7%

(注) 市長部局の職員の取得状況です。

(4) 介護休暇の取得状況

令和6年度 0名

(5) 育児休業の取得状況（令和6年度の新規承認者）

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(単位：人)

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性	1	1					
女性	9		6	1	2		
計	10	1	6	1	2		

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			17		17
職に必要な的確性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合 計			17		17

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		2	1		3
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合 計		2	1		3

(3) 職員のサービスの状況

職員にはサービス及び身分上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例・規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

サービス及び身分上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
--------------------------	---

5 職員の研修の状況（令和6年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁 内 研 修		人権・同和問題研修	357人
		新人・若手職員育成研修	3人
派 遣 研 修	自治大学校		0人
	市町村職員中央研修所	地域運営組織の形成と運営	1人
	全国市町村国際文化研修所	イベントと地域の活性化	3人
	福岡県市町村職員研修所	政策法務研修	36人
	日本経営協会	社会保険の基本実務	18人
	福岡県建設技術情報センター研修	橋梁補修に関する発注者業務研修	22人
	中央福祉学院	社会福祉主事認定	2人
	日本環境衛生センター		3人
	リサーチアンドソリューション	CAD操作研修	2人

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（令和6年度）

区 分	実施日	受診者数
定期健康診断	令和6年7月～12月	384人

(2) 公務災害の発生状況（令和6年度）

区 分		発生件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	2件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	
	出張中の負傷	
	レクリエーション参加中の負傷	
	その他の行為中の負傷	
通勤災害		0件

7 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局から適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

令和6年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

(単位：件)

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 A-B
		前年度からの繰越	当年度提起	計A	却下	取下	打切	棄却	認容		計B	
								処分承認	一部	全部		
分限	降給			0							0	0
	降任			0							0	0
	休職			0							0	0
	免職			0							0	0
懲戒	戒告			0							0	0
	減給			0							0	0
	停職			0							0	0
	免職			0							0	0
その他				0							0	0
計				0							0	0